

8. 健康診断

健康診断の実施は、法令に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります

(特例として、令和2年度は6月30日までに行う必要はありません)。

3つの条件(密閉、密集、密接)が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられます。

児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること

部屋の適切な換気に努めること

密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあけること

会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒します。健康診断の実施の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。